

令和8年4月1日から市の機構が一部変わります。

本市では複雑化・多様化する市民ニーズに対して、より質の高いサービスを迅速かつ的確に提供できるよう、機構改革を実施しています。

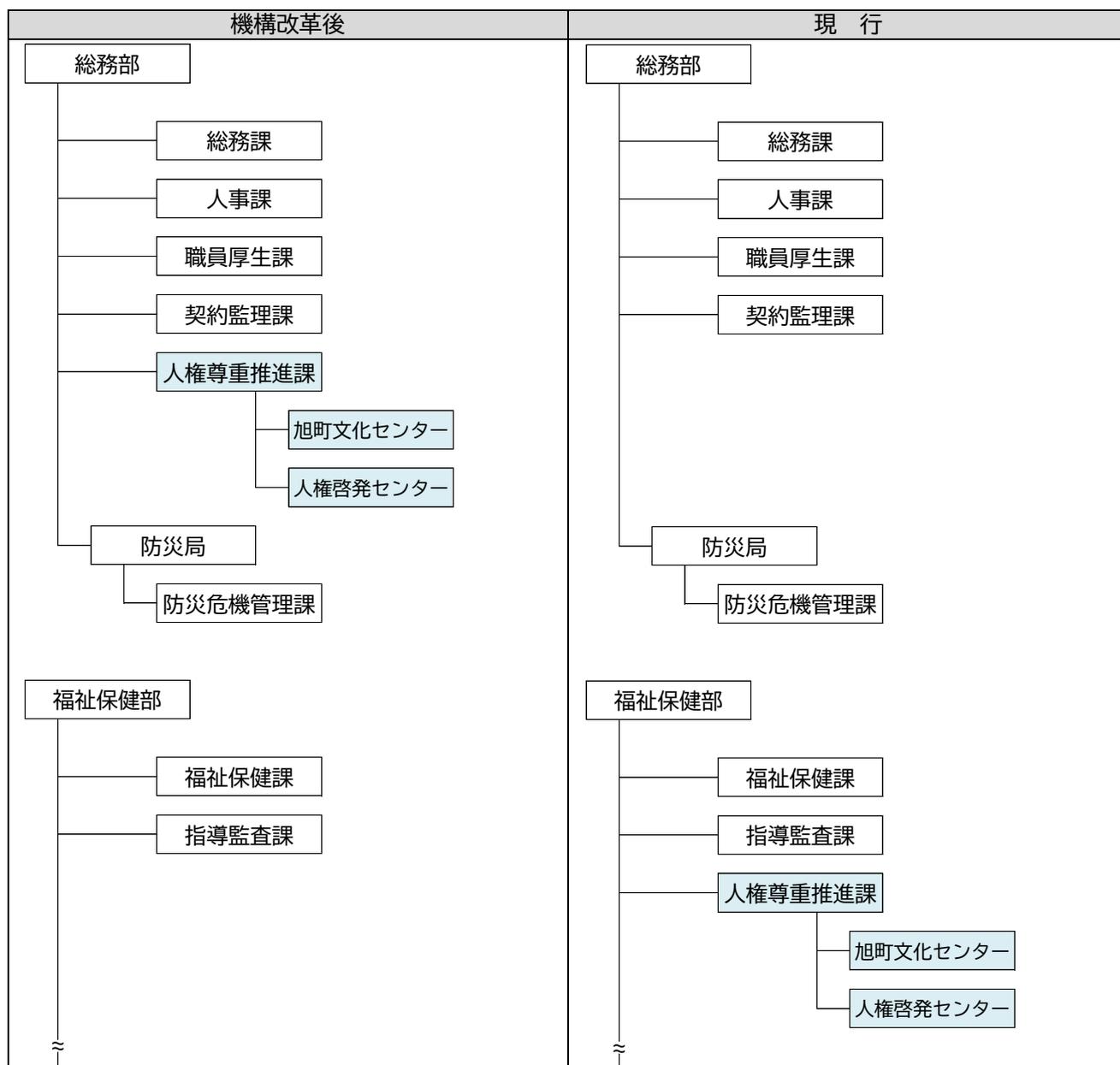
令和8年4月1日実施の機構改革の主な内容について、お知らせします。

1. 人権尊重推進課の総務部への移管および事務の見直し

現在、子どもや高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題に対する取組は高度な専門性や効率性等の観点から各担当課において、各担当課の総括は人権尊重推進課において、それぞれの役割を担っているところです。

こうした中、近年、SNSなどのインターネット上の人権侵害が発生するなど、様々な人権問題に対応する必要があります。また、総務部においては、基本的人権が尊重されていることが平和の基礎であり、人権と平和は密接に関係しているとして平和事業の見直しを行う中、その推進を図ってきました。

これらのことを踏まえ、より広い視点に立ち総合的に取組を推進していくため、幅広く一般行政を所掌する総務部に人権尊重推進課を移管し、人権行政と平和行政を一体的に推進する体制を構築します。



2. 環境対策課およびごみ減量推進課の再編

現在、環境対策課においては脱炭素社会の推進や公害防止に係る環境規制等を、ごみ減量推進課においては循環型社会の構築に向けた取組等を行っているところです。

こうした中、2050年ゼロカーボンシティにおける二酸化炭素排出実質ゼロの着実な実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の活用や省エネルギー対策等と、ごみ減量、リサイクルの促進等を一体的に推進するための体制整備が喫緊の課題となっていることから、環境対策課及びごみ減量推進課を、脱炭素社会の推進や循環型社会の構築など環境行政の総合的な調整を所掌する「環境政策課」と、大気、騒音、水質、土壌などの環境規制業務を所掌する「環境保全課」とに再編し、効率的かつ効果的な環境行政を推進する体制を構築します。

